		日号外	ページ
四三	紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示	一九40	四三
四四	税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約への締約国の追加に関する件	二一	五
四五	日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の効力発生に関する件	二一43	四〇
四六	国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件	二一44	二〇
四七	先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件の一部を改正する件	二一44	六二
四八	外交及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除措置に関する日本国政府とパラオ共和国政府との間の口上書の交換に関する件	二四	七
四九	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件	二四	七
五〇	国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示	二四46	一三
五一	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件	二四46	一八
五二	外交関係に関するウィーン条約へのバヌアツ共和国の加入に関する件	二五	三
五三	実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約の規定に基づく日本国による宣言の一部の修正に関する件	二七	八
五四	外交及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除措置に関する日本国政府とモルドバ共和国政府との間の口上書の交換に関する件	二八	七
五五	ワーキング・ホリデー制度に関する日本国政府とリトアニア共和国政府との間の口上書の交換に関する件	二八	七
五六	領事関係に関するウィーン条約へのエスワティニ王国の加入に関する件	二八	八
五七	国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件	二八52	三五
	○外務省、財務省、国土交通省		
一	国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令別表一の項及び二の項の規定に基づき物資を告示する件の一部を改正する告示	二八52	三六
	○財務省		
二二―二四	政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	七	二
二五	国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示	七	三
二六―二七	政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	七	四
二八―三六	国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	一一32	一
三七―三九	個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示	一一32	九
四〇	製造たばこに係る広告を行う際の指針の全部を改正する件の一部を改正する件	一四36	五七
四一	タール量及びニコチン量の測定が著しく困難であるとして財務大臣が定める紙巻たばこを定める件の一部を改正する件	一四36	六〇
四二	たばこ事業法施行規則第三十六条第七項に基づき財務大臣が定める件の全部を改正する件	一四36	六〇
四三	たばこ事業法施行規則第三十六条第十一項に基づき財務大臣が定める件を廃止する件	一四36	六二
四四	外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令により財務大臣の指定する国	二四	七
四五	財政融資資金預託金取扱規則の規定に基づき財務大臣が定める書式	二七50	四八
四六	財政融資資金出納及び計算整理規則の規定に基づき財務大臣が定める書式	二七50	五五